

1. 受験資格

受験資格は、「選考区分」または「第1次選考における特例」の有無にかかわらず、次の～のすべてに該当する人に限ります。国籍は問いません。

地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条に該当しないこと。

地方公務員法第十六条<欠格条項>

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第九条<校長又は教員の欠格事由>

次の各号のいづれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取り上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

「採用予定数」の表に記載した教諭・養護教諭・栄養教諭の普通免許状を所有すること。

- ・ 「普通免許状を所有すること」とは、「平成26年4月1日時点で有効な普通免許状を所有していること」を意味し、平成26年4月1日までに確実に普通免許状を取得できることを含みます。
- ・ 特別支援学校で出願する人は、それぞれ出願する教科にかかる普通免許状を所有していれば、特別支援学校の普通免許状は特に要件としません。
- ・ 「養護教諭の普通免許状を所有する人」には、平成25年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として、養護教諭の普通免許状を取得しようとする人を除きます。
- ・ 平成21年3月31日以前に授与された普通免許状を所有する人が平成26年4月1日時点で教員免許更新制の修了確認期限を超過しており、更新講習修了確認を受けていない場合や、取得見込みで受験した人が平成26年4月1日までに必要の免許状(授与年月日が平成26年4月1日付けのものを含む)を取得できなかった場合は、このテストにより得た一切の資格を失います。

昭和43年4月2日以降に出生していること。

教諭経験者特例、大阪市立学校園現職講師特例、講師等経験者特例、前年度1次合格者特例及び大阪市教師養成講座修了者特例で出願する人は、**昭和29年4月2日以降に出生していること。**

2. 選考区分

〔一般選考〕

受験資格 ～ の各号に該当する人。

〔社会人経験者等対象選考〕

受験資格 ～ の各号に該当し、次のアまたはイに該当する人。

ア 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法人格を有する民間企業又は官公庁等での正社員または正規職員としての勤務経験が通算2年以上ある人。

イ 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊等としての活動経験が通算2年以上ある人。

- ・ ア、イには、休職期間等実質勤務していない期間や教諭経験者特例、大阪市立学校園現職講師特例及び講師等経験者特例に該当する勤務期間は含みません。
- ・ 勤務期間の算定については、その月に1日でも勤務期間があれば1月分とみなし、計12月分で1年としてください。ただし、同一月を重複して算定することはできません。
- ・ ア、イともに、第2次選考後に、合格者のみ職歴証明書を提出していただきます。提出されない場合、または提出された内容が選考の要件を満たさない場合は、合格を取り消します。

一般選考との違い

第1次選考において、筆答テスト30問を20問に減じ、30問の中から自由に20問選択できることとします。

〔身体障がい者対象選考〕

受験資格 ～ の各号に該当し、身体障がい者手帳の交付を受けている人。(第1次選考の面接テスト受験当日に、身体障がい者手帳の写しを提出してください。第1次選考を免除された場合は、第2次選考の筆答テスト受験当日に、身体障がい者手帳の写しを提出してください)

身体に障がい有すること等により、受験に際して配慮を必要とする場合(手話、筆談、車椅子の使用、点字、拡大文字による受験等)は、受験者登録票の「身体の障がいによる受験配慮内容」に希望する配慮の内容を記入し、出願してください。身体障がい者対象選考においては、障がいの程度に応じて実技テストの一部免除又は振替を行います。また、採用された場合、公共交通機関による通勤が著しく困難な場合には、自家用自動車等の公共交通機関以外(各自で確保)による通勤も可能です。

〔大学院進(在)学者対象選考〕

受験資格 ~ の各号に該当し、次のア～ウのすべてに該当している人。

ア 平成25年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト(以下、「H25テスト」という)の「小学校」に合格後、大学院進(在)学を理由として大阪市教育委員会に辞退届を提出し、採用を辞退していること。

イ 平成25年度中に大学院修士課程等を修了すること。

ウ 平成26年4月1日までに小学校の専修免許状が取得できること。

- ・ 出願は「H25テスト」において合格した「小学校」に限ります。
- ・ 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に大学院を修了できなかった場合または平成26年4月1日までに出願に必要な専修免許状を取得できなかった場合は、合格を取り消します。
- ・ 「H25テスト」で得たこの選考区分の受験資格は、平成26年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト(以下、「H26テスト」という)が受験対象年度となる人に限り適用されます。「H26テスト」における受験の有無や合否に関係なく、「H26テスト」より後に行う教員採用選考テストにおいてこの選考区分の受験はできません。

大学院進(在)学者対象選考のテスト内容

第1次選考と第2次選考(筆答・実技)を免除し、第2次選考(面接)のみとします。

平成27年度大阪市教員採用選考テスト(以下、「H27テスト」という)より導入予定の受験要件

「H27テスト」における受験要件

「H25テスト」(小学校)または「H26テスト」(小学校、中学校、特別支援学校)において第2次選考に合格した人のうち、大学院進(在)学を理由に採用を辞退し、大学院修了後に教員採用を希望する人に対して、次の要件を満たした場合、特別選考を実施します。ただし、大学推薦特別選考特例に合格した人は除きます。

- ・ 出願は「H25テスト」または「H26テスト」において合格した校種教科に限ります。
- ・ 平成26年度中に大学院修士課程を修了し、平成27年4月1日までに合格した校種教科の専修免許状が取得できること。
- ・ 複数の免許要件を課した募集区分の場合は、要件となった免許状のいずれかで専修免許状が取得できること。
- ・ 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに大学院を修了できなかった場合又は平成27年4月1日までに合格した校種教科の専修免許状を取得できなかった場合は、「H25テスト」または「H26テスト」の合格により得た一切の資格を失います。
- ・ 「H25テスト」または「H26テスト」で得たこの選考区分の受験資格は、「H27テスト」が受験対象年度となる人に限り適用されます。「H27テスト」の受験資格を得た人は、「H27テスト」における受験の有無や合否に関係なく、「H27テスト」より後に大阪市が行う教員採用選考テストにおいてこの選考区分の受験はできません。

「平成28年度大阪市教員採用選考テスト(以下、「H28テスト」という)における受験要件

「H26テスト」または「H27テスト」の小学校、中学校及び特別支援学校において第2次選考に合格した人のうち、大学院進(在)学を理由に採用を辞退し、大学院修了後に教員採用を希望する人に対して、次の要件を満たした場合、特別選考を実施します。ただし、大学推薦特別選考特例に合格した人は除きます。

- ・ 出願は「H26テスト」または「H27テスト」において合格した校種教科に限ります。
- ・ 平成27年度中に大学院修士課程を修了し、平成28年4月1日までに合格した校種教科の専修免許状が取得できること。複数の免許要件を課した募集区分の場合は、要件となった免許状のいずれかで専修免許状が取得できること。
- ・ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに大学院を修了できなかった場合又は平成28年4月1日までに合格した校種教科の専修免許状を取得できなかった場合は、「H26テスト」または「H27テスト」の合格により得た一切の資格を失います。
- ・ 「H26テスト」または「H27テスト」で得たこの選考区分の受験資格は、「H28テスト」が受験対象年度となる人に限り適用されます。「H28テスト」の受験資格を得た人は、「H28テスト」における受験の有無や合否に関係なく、「H28テスト」より後に大阪市が行う教員採用選考テストにおいてこの選考区分の受験はできません。

3. 第1次選考における特例

〔教諭経験者特例〕

次の(1)または(2)のいずれかに該当する人。

(1) 国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校または特別支援学校において、正規任用の教諭、養護教諭または栄養教諭(以下、「教諭等」という)として出願時点で在職(休職中である場合を除く)しており、平成20年4月1日から平成25年4月30日までの間に通算2年以上在職経験(休職期間を除く)がある人。ただし、大阪府、大阪市または堺市が実施した教員採用選考テストに合格し正規任用された「教諭等」として出願時点で在職している人を除く。

(2) 大阪市立の学校園において、正規任用の「教諭等」として、平成20年4月1日から平成25年4月30日までの間に通算2年以上在職経験がある人。ただし、大阪市立学校園の正規任用の「教諭等」として出願時点で在職している人を除く。

教諭あるいは講師等の呼称に関わらず、雇用契約を1年以内ごとに更新する場合は、教諭経験者特例の対象としません。

出願校種教科等に必要普通免許状を有したうえで、「教諭等」として、平成25年4月30日現在で1年以上教育課程内の授業等を担当した(時間数は問わないが、休職期間を除く)実績のある校種教科等に限ります。ただし、特別支援学校中学部・高等部共通の出願は、必要普通免許状を有したうえで、特別支援学校中学部・高等部のどちらかに「教諭等」として、平成25年4月30日現在で1年以上教育課程内の授業等を担当した(時間数は問わないが、休職期間を除く)実績のある教科に限ります。

外国籍の方で任用の期限を付さない常勤講師として勤務された期間は、教諭経験者特例の対象とします。

教諭経験者特例の内容

- ・ 第1次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとします。
- ・ 第2次選考において、筆答テスト及び実技テストを免除し、面接テストのみとします。

〔大阪市立学校園現職講師特例〕

大阪市立の学校園において、常勤講師・非常勤講師・非常勤嘱託員として出願時点で在職している人、臨時技師として大阪市立学校に在職している人は、大阪市立学校園現職講師特例の対象としません。

大阪市立学校園現職講師特例の内容

- ・ 第1次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとします。
- ・ 第1次選考の面接テストの点数に、出願時点の在籍校での講師評価を反映させます。

〔講師等経験者特例〕

次の(1)または(2)のいずれかに該当する人。

(1) 国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校または特別支援学校において、常勤講師・非常勤講師・非常勤嘱託員として、平成20年4月1日から平成25年4月30日までの間に通算2年以上在職経験がある人。ただし、大阪市立学校園の常勤講師・非常勤講師・非常勤嘱託員として出願時点で在職している人を除く。

- ・ 教員免許状が必要でない講師等の勤務期間は、講師等経験者特例の勤務歴にできません。

(2) 平成25年4月1日現在、大阪市立学校における正規職員の実習助手または寄宿舎指導員として在職している人。

講師等経験者特例の内容

- ・ 第1次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとします。

教諭経験者特例、大阪市立学校園現職講師特例及び講師等経験者特例共通の注意事項

所定の勤務期間は、校種教科等が異なる場合でも通算できます。

- ・ 勤務経験と異なる校種教科等での出願が可能（教諭経験者特例を除く）です。ただし、出願する校種教科等にかかる普通免許状を有している場合に限りです。
- ・ 勤務期間の算定については、その月に1日でも勤務期間があれば1月分とみなし、計12月分で1年としてください。ただし、同一月を重複して算定することはできません。
- ・ 第2次選考後に合格者のみ職歴証明書を提出していただきます。提出されない場合、または提出された内容が特例の要件を満たさない場合は、合格を取り消します。

〔前年度1次合格者特例〕

平成25年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト（以下、「H25テスト」という）の第1次選考受験の結果「合格」と判定され、第2次選考受験の結果「不合格」と判定された人は、第1次選考を免除します。

- ・ 「H25テスト」を「前年度1次合格者特例」で受験し、第2次選考で「不合格」と判定された人及び「H25テスト」を「大学推薦特別選考特例」で受験し、第1次選考を免除された人は対象となりません。
- ・ 「H25テスト」において受験した同一の選考区分、校種教科等に出願できます。なお、高等学校の受験者で中学校の併願を希望した人のうち、中学校の第2次選考で「不合格」と判定された人は、中学校の同一の選考区分、教科に出願できません。
- ・ 「H25テスト」の第2次選考結果通知書に記載された名前と現在の名前が違う場合、出願時に第2次選考結果通知書に記載された名前と現在の名前の両方を明記してください。第2次選考後に合格者のみ戸籍抄本を提出していただきます。

〔大学推薦特別選考特例〕

中学校（数学）中学校（理科）中学校（技術）の教諭1種（専修）普通免許状取得のための課程認定を受けている大学（大学院）から推薦を受けた人を対象とした大学推薦特別選考を実施し、大学推薦特別選考合格者については、第1次選考を免除します。出願は、**在籍する大学等を通じて行ってください**。詳しくは、「平成26年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト大学推薦特別選考実施要項」（大阪市教育委員会のホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/> に掲載）をご覧ください。

〔大阪市教師養成講座修了者特例〕

平成24年度大阪市教師養成講座を修了した人は、受講した校種教科等の第1次選考を免除します。

- ・ 平成26年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストを受験する場合に限りです。
- ・ 平成24年度大阪市教師養成講座修了証書に記載された名前と現在の名前が違う場合、出願時に修了証書に記載された名前と現在の名前の両方を明記してください。第2次選考後に合格者のみ戸籍抄本を提出していただきます。

4. 高等学校出願者の中学校併願

高等学校の出願者のみ、中学校の普通免許状を取得（見込）している場合に限り、中学校の同一教科を併願できます。なお、工業および商業の出願者は、併願できません。

高等学校の出願者は、出願時に中学校との併願を希望することで、高等学校で第1次選考不合格となっても、中学校の合格最低点を上回っている場合は、第2希望である中学校の第2次選考を受験することができます。また、高等学校で第2次選考不合格となっても、中学校の合格最低点を上回っている場合は、第2希望である中学校の第2次選考を合格と判定します。なお、出願後に併願の希望を変更することはできません。